赤文字が変更箇所

「分解」を「特定」に変更

「使用者」を「依頼者（使用者）」に変更

点検良好	✓	交換	×	調整	A	清掃	C
特定整備	○	修理	△	締付	T	給油(㊍)	L

二輪車特定整備記録簿

（特定整備記録簿写）

6または1（□）※
12または2（□+□）※
か月定期点検整備
年定期点検整備

追加

依頼者（使用者）の氏名又は名称	車名及び型式		自動車登録番号又は車両番号
住　所	原動機の型式	初度登録年又は初度検査年	車台番号

「•整備」を追加

二輪自動車・別表第5の2／別表第7

追加

点検の結果及び整備の概要

（☆印は１年1,500km以下の走行距離によって省略できる項目）

■エンジン点検

- ☆スパーク・プラグの状態（白金プラグ、イリジウムプラグは点検省略可）
- 点火時期
- 低速、加速の状態
- 排気ガスの色
- ＣＯ、ＨＣの濃度
- ☆エア・クリーナ・エレメントの汚れ、詰まり、損傷
- エンジン・オイルの漏れ
- 燃料漏れ
- 燃料装置のリンク機構の状態
- スロットル・バルブ、チョーク・バルブの作動状態
- 冷却水の漏れ
- ○ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷
- チャコール・キャニスタの詰まり、損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの機能
- ○二次空気供給装置の機能
- ○一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷、取付状態
- エキゾースト・パイプ、マフラの取付けの緩み、損傷、腐食
- ○マフラの機能

■動力伝達装置点検

- クラッチ・レバーの遊び
- クラッチの作用
- ☆トランスミッションのオイルの漏れ、量
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのジョイント部のがた
- チェーンの緩み
- スプロケットの取付状態、摩耗
- ☆ドライブ・ベルトの摩耗、損傷

■ステアリング装置点検

- ハンドルの操作具合
- フロント・フォークの損傷
- ステアリング・ステムの取付状態
- ステアリング・ステムの軸受部のがた

■ブレーキ装置点検

- ブレーキ・ペダルの遊び
- ブレーキ・レバーの遊び
- ブレーキの効き具合
- ロッド、ケーブル類の緩み、がた、損傷
- ブレーキ・ホース、パイプの漏れ、損傷、取付状態
- ブレーキ・マスタ・シリンダの液漏れ
- ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷
- ブレーキ・ディスク・キャリパの液漏れ
- ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷
- ☆ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間
- ☆ブレーキ・シューの摺動部分、ライニングの摩耗
- ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷
- ☆ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間
- ☆ブレーキ・パッドの摩耗
- ブレーキ・ディスクの摩耗、損傷

■足廻り点検

- ☆タイヤの空気圧
- ☆タイヤの亀裂、損傷
- ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗
- ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み
- ☆フロント・ホイール・ベアリングのがた
- ☆リヤ・ホイール・ベアリングのがた
- サスペンション・アームの連結部のがた
- サスペンション・アームの損傷
- ショック・アブソーバの損傷、オイルの漏れ

■電気・附属装置等点検

- バッテリーのターミナル部の緩み、腐食
- 電気配線の接続部の緩み、損傷
- フレームの緩み、損傷
- シャシ各部の給油脂状態

(注)　排出ガス規制適合車については、２年又は１年点検時にアイドリング時のＣＯ、ＨＣ濃度を測定するか、もしくは次に示す事項について追加点検を実施する。
※２年点検においてＣＯ、ＨＣの濃度を測定しない場合
その他点検項目にある◎印の項目を追加点検し、ＣＯ、ＨＣ濃度欄を削除する。
※１年点検においてＣＯ、ＨＣ濃度を測定しない場合
２年点検項目にある○印の項目及びその他点検項目にある◎印の項目を追加点検し、ＣＯ、ＨＣの濃度欄を削除する。

その他の点検・整備項目
□ ◎エンジンのかかり具合、異音
□ ◎エンジン・オイルの汚れ、量
□ ◎エンジンの弁すき間
□ ◎キャブレータの同調

交換部品等	数量
エンジン・オイル	ℓ
オイル・フィルタ	個
LLC（ロング・ライフ・クーラント）	ℓ
ブレーキ・フルード	ℓ

メンテナンスに関するアドバイス

注　二年間保存。

● CO、HC濃度（アイドリング時）

ＣＯ	%
ＨＣ	ppm

● タイヤの溝の深さ（0.8㎜以上）

前輪	mm	後輪	mm

● ブレーキ・パッド、ライニングの厚さ

前輪	mm	後輪	mm

事業場名、所在地、認証番号

点検の年月日　年　月　日	整備主任者の氏名
整備完了の年月日　年　月　日	点検（整備）時の総走行距離　km

事業場控

☆印は１年（レンタルバイクは６か月）1,500km以下の走行距離によって省略できる項目。　※別表第５の２（レンタルバイク）の点検時期は６か月・12か月、別表７の点検時期は１年・２年。

追加